



がんばれ東北!! がんばろう日立!



CONTENTS

■ 第119回通常議員総会 2	■ 会員探訪 9
・平成23年度主要事業のポイントと予算 3	■ 会議所インフォメーション 10
■ 相談所だより ~東日本大震災編~	■ 国・県・市等からのお知らせコーナー 11
(1) 東北地方太平洋沖地震に関する 特別相談窓口を開設中 4	
(2) 東北地方太平洋沖地震特別対策融資/ 災害貸付のご案内 5	
(3) 各種助成金の支給申請をお考えの 事業主の方へ 6	
(4) 雇用調整助成金 7	
■ リレー随想(その136) 8	

今こそ、商工会議所を活用しよう!!

会員増強運動展開中

日立商工会議所では、業種や企業規模を問わずより多くの方々の力を結集して、日立市の産業・経済の発展と、魅力ある街づくりを行なっています。まだ商工会議所に未加入の事業所の方がいましたら、是非ご紹介ください。



発行所 ● 日立商工会議所 〒317-0073 日立市幸町1-21-2 発行人 ● 矢口光男

購読料 ● 200円 (購読料は会費の中に含まれています)

TEL 0294-22-0128 FAX 0294-22-0120 ホームページ <http://www.hitachicci.or.jp/>

第119回 通常議員総会を開催

》》 新年度の事業と予算を承認 《《



3月29日、当所で秋山会頭はじめ役員・議員69人(内委任状出席者23人)が出席して、新年度の事業と予算を決める通常議員総会を開催しました。

産業の活性化に向けて新たな船出をしよう

総会は、秋山会頭の挨拶(別記)、来賓代表の櫻村千秋日立市長、茅根茂彦日立市議会議長からの祝辞の後、議事に入りました。

審議では、平成23年度事業計画(案)、平成23年度一般会計収支予算(案)と平成23年度中小企業相談所、法定台帳関係費、特定退職金共済、退職給与積立金の4つの特別会計の収支予算(案)、平成23年度借入限度額(案)決

定の件を順次審議し原案通り承認しました。

新年度は、「産業の活性化に向けて新たな船出をしよう」をスローガンに掲げ、中小・小規模企業の経営支援、部会・委員会の運営推進、運営基盤強化を重点活動方針として従来の事業と新規事業を組み合わせて事業を展開します。これらの事業執行に伴う予算は、6億9千万円となっております。

会頭挨拶の概要

東日本大震災の復旧作業で多忙を極める中、日立市長櫻村千秋様、日立市議会議長茅根茂彦様をはじめ多数のご来賓の皆様、そして役員・議員の皆様にご出席いただき、心から厚くお礼申し上げます。

去る3月11日の午後2時46分、宮城県沖で発生いたしましたマグニチュード9.0の大地震は、東北地方から関東地方までの広い範囲に、過去に例のない未曾有の被害をもたらしました。改めて、被災者、被災地の皆様に心からお見舞い申し上げます。そして、3,400の会員の皆様方にも重ねてお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧をご祈念申し上げます。

今回の震災発生後は、特に津波の被害が甚大であった海岸地区に職員を向けて、被害の実態把握に努めました。

職員の報告を聞きますと、河原子海岸の防波堤が崩落したり、海沿いのホテルや民宿が崩壊した現場を見て、初めて目にする津波の恐怖に思わず立ちすくんだと話しており

ました。もちろん、被害は海岸地域に止まらず、全市的な規模で道路の崩壊、家屋や電柱の倒壊などが発生いたしました。特に、電気、ガス、水のいわゆるライフラインが完全にストップし、市民はいまだかつてない不便な生活を強いられました。幸い、関係者の懸命の努力により、現在は、ほぼ回復いたしました。が、我々の生活が脆弱な基盤の上で成り立っていることを改めて痛感いたしました。

一方、福島第1原発の原子炉事故も、想定外の連続で、チェルノブイリやスリーマイル・アイランドの事故を思い出したのは、私だけではないと思います。地震の被害よりも深刻なものといわざるを得ません。

当所といたしましても、被災された会員の支援に向けて動き出しております。国、茨城県、日立市と連携して、緊急支援の制度融資の斡旋をサポートさせました。「工場は大丈夫だが、機械がダメになった。」「材料が使えなくなつた。」など、多くの声が寄せられておりますので、できる限り資

金需要に添えてまいりたいと考えておりますので、関係機関の皆様の一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、今回の震災の影響で、日立駅新駅舎の竣工記念式典や、50回目を迎えるはずでありました日立さくらまつりが中止となりました。大変残念ではありますが、今は、国を挙げてこの難局に立ち向かわなければならない、重大な時期であります。日本人の英知と底力を結集して、必ずや、見事に立ち直る時がくると信じております。

これからも、まだまだ艱難辛苦の日々が続きますが、本日ご参会賜りました皆様方との連携を強化し、活力ある地域産業振興と会員事業所の経営支援に努めてまいりますので、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

本日は、平成23年度の事業(案)と収支予算(案)など7議案をご協議いただきますので、皆様方には、議事の円滑な進行につきましてご協力くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

平成23年度 主要事業のポイントと予算

1 経営基盤強化支援

(1) 中小・小規模企業経営支援

- ① 制度金融による資金調達支援
- ② 経営力強化支援(経営ワンストップ相談会の実施)
- ③ 経営革新、創業支援
- ④ 緊急経済対策への迅速な対応

2 部会・委員会の運営推進

(1) 商業部会運営推進

- ① 商店街活性化の支援 ② 個店魅力向上支援
- ③ 販促強化支援

(2) 工業部会推進

- ① 日立地区産業支援センターとの連携強化
- ② 販路開拓支援 ③ ものづくりへの取組み
- ④ 人材活用・キャリア教育支援
- ⑤ 技術向上支援事業

(3) 建設業部会運営推進

- ① 新技術・新素材の研究(先進技術の研究、建設用新素材の情報提供)
- ② 経営活性化への支援

(4) 金融財務業部会運営推進

- ① 会員企業の経営力強化支援(金融商品の普及啓発)
- ② 部会員間の情報交換

(5) 観光環衛業部会運営推進

- ① 地域資源の有効活用
- ② 食文化による賑わい創出事業

(6) 交通運輸業部会運営推進

- ① 経営環境適応支援(環境問題・EV等経営環境

変化の情報収集発信、CSR等社会事業事例研究)

(7) 文化産業部会運営推進

- ① 親睦事業の継続
- ② 部会員間の情報交換(部会共催によるセミナーの提案実施)

(A) 運営委員会運営推進

- ① 運営に関する総括的課題研究

(B) 会員サービス委員会運営推進

- ① 会員福祉事業研究と実施

(C) 産業振興対策委員会運営推進

- ① 地域振興に関する研究(次世代エネルギーに関する調査研究)

(D) 情報化委員会運営推進

- ① 情報提供機能の強化(かいぎしょNEWS市民版(A3判化)の発行)
- ② 地域情報メディアの活用

(E) 観光委員会運営推進

- ① 観光関連事業の研究推進(カンブリア紀資源活用調査研究)
- ② 関係団体との連携推進

(F) 特別委員会運営推進

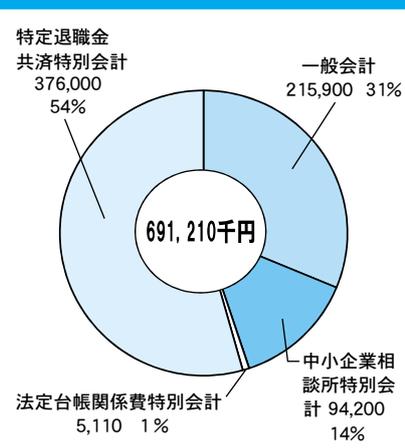
- ① 国際交流事業推進 ② 地域ブランド事業支援

3 運営基盤の強化

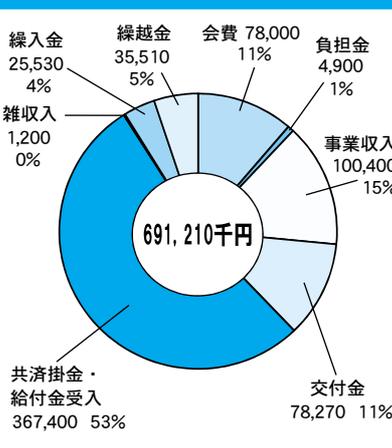
(1) 会議所基盤強化事業の促進

- ① 提言、要望活動の強化 ② 財源確保の強化
- ③ 女性会、青年部の育成 ④ 各業界団体との連携強化

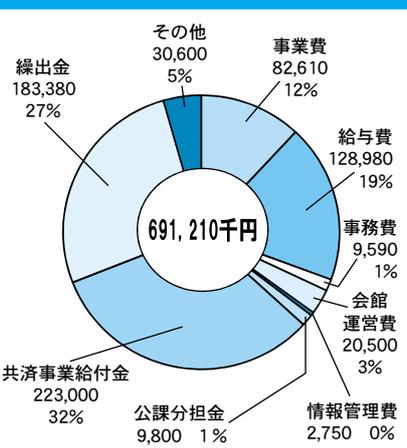
平成23年度収支予算総括表



平成23年度収入総予算額



平成23年度支出総予算額



その1

東北地方太平洋沖地震災害に関する特別相談窓口を開設中



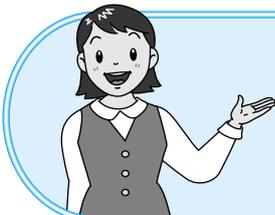
相
談

所
だ

よ
り

東日本大震災編

当所では、3月11日に発生した東日本大震災に関する相談窓口を設置し、中小・小規模事業者からの経営相談や融資に関する相談に応じています。



- 相談時間 午前9時から午後5時まで
(平日のほか当面の間は土・日・祝日も実施します)
- 会 場 日立商工会議所会館
- 問 合 せ 当所中小企業相談所 TEL **22-0128**

東北地方太平洋沖地震により多大な被害を受けた地域における申告等の期限延長措置について

今般の地震が所得税・贈与税の申告・納付の期限(3月15日)が差し迫っている中で発生したことに鑑み、当面の対応として、多大な被害を受けているとの報道がある以下の地域の納税者に対して、国税通則法第11条に基づき、国税に関する申告・納付等の期限の延長を行いました。

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県

この地域に納税地を有する納税者につきましては、東北地方太平洋沖地震がおきた平成23年3月11日以後に到来する申告等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されることとなります。なお、申告等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしています。

当所でも、随時申告相談に応じていますので、お気軽にお越しください。 問合せ 経営相談課

新規記帳指導を希望する事業所を募集します

期間は原則3年間

当所では、小規模事業者を対象に日計表のつけ方や従業員の源泉徴収の方法、確定申告の仕方などのお手伝いをしています。

この事業は、担当者が事業所の都合に合わせて訪問し、経営者(またはご家族)が記帳や税務について理解し、ご自身で決算や申告が出来るように行っているものです。

申し込み
対象

- 従業員数が20名以下(卸・小売・サービス業は5人以下)の個人事業所
 - 税理士の関与を受けていない事業所
- 問合せ 当所経営相談課



自治・振興金融融資制度

自治金融

- 限度額/運転500万円・設備1,000万円
- 期間/運転5年・設備7年
- 保証・担保/原則不要

利率 **1.85** % (平成23年4月1日現在)

振興金融

- 限度額/運転2,000万円・設備2,000万円
- 期間/運転5年・設備7年
- 保証・担保/原則不要・担保必要

利率 **1.95** % (平成23年4月1日現在)

※どちらも年利1.0%の利子補給が受けられます。申込み・問合せはお近くの金融機関または当所経営相談課まで

その2

東北地方太平洋沖地震特別対策融資のご案内

茨城県では、東日本大震災により被害を受けた中小企業の皆様の災害復旧や経営安定化のための融資制度をご案内しています!!

融資概要

東日本大震災により損害を受け、経営の安定化に支障をきたしている県内に事業所を有する中小企業者等

- (1) 市町村長から東日本大震災に係る罹災証明をうけたもの
- (2) 東日本大震災の影響により地震発生後1か月当たりの平均受注高もしくは平均売上高が、前年同期比で5%以上減少しているもの又は5%以上の減少が見込まれるもの

	上記(1)の対象者	上記(2)の対象者
融資限度額	設備資金 8,000万円 運転資金 8,000万円 設備・運転併用 8,000万円	運転資金 8,000万円
融資(据置)期間	設備資金 10年以内(据置3年以内) 運転資金 10年以内(据置2年以内) 設備・運転併用 10年以内(据置2年以内)	運転資金 10年以内(据置2年以内)
融資利率	3年以内 1.2% 3年超5年以内 1.3% 5年超7年以内 1.4% 7年超10年以内 1.5%	3年以内 1.2% 3年超5年以内 1.3% 5年超7年以内 1.4% 7年超10年以内 1.5%
保証料	0.7%(県が全額補助)	0.45%~1.9%(うち県が5割補助)

問合せ：経営相談課

災害貸付のご案内

日本政策金融公庫では、3月11日付けで、このたびの災害により被害を受けた中小企業者等のみなさまを対象とした「平成23年東北地方太平洋沖地震災害に伴う災害貸付」の取扱を開始しました。

◆災害貸付の概要

- 対象者
平成23年東日本大震災により被害を受けた方で、次のいずれかに該当する方
①事業所または主要な事業用資産について、全壊、流出、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村等から受けた方(直接被害者)
②前①以外の方で、売上の減少、取引先が被災したため発生した売掛金の固定化等、災害が発生したことにより、間接的に被害を受けた方(間接被害者)
- 資金用途
被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金および設備資金

- ご融資額(ご融資限度額の特例)
各融資制度ごとにご融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額
- ご返済期間(据置期間)
普通貸付:10年以内(据置期間2年以内)
普通貸付以外:各融資制度に定められたご返済期間・据置期間
- 利率(平成23年3月14日現在)
①罹災証明書等を受けられた直接被害者及び間接被害者:当初3年間1.35%(特災利率)
②①以外の間接被害者:各融資制度に定められた利率

◆問合せ:日本政策金融公庫日立支店 24-2451

小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経)

マル経制度

- 限度額/1,500万円
- 期間/運転7年・設備10年
- 保証・担保/原則不要

利率 **1.95%** (平成23年4月1日現在)

【マル経をご利用頂ける方】

- 日立市内で1年以上継続して同一事業を営んでおり、税務申告をしている方
- 当所の経営指導を原則として6ヶ月以上受けている方
- 従業員20名以下(商業・サービス業は5人以下)の小規模事業者の方
- 所得税(法人税)、事業税、住民税を完納している方

※年利1.10%の利子補給が受けられます。申込み・問合せは当所経営相談課まで

その3

各種助成金の支給申請をお考えの事業主の方へ

東日本大震災(道路の寸断、書類の紛失など)により、支給申請などを期限までに提出できなかった場合でも、

支給申請などが可能になった後、一定期間内に

その理由を記した書面を添えて提出していただければ、期限までに支給申請などがあったものとして取り扱います。

※いつの時点で支給申請などが可能になったかどうかについては、事業主の方のご事情を踏まえ、判断いたします。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、公共職業安定所などに来所できず、各種助成金の支給申請書類などを期限までに提出できなかった(できない)事業主の方も多いためです。以下の助成金については、今回の場合、「天災その他やむを得ない理由」に該当しますので、災害がやんで支給申請などが可能になった後一定期間内に、その理由を記した書面を添えて提出していただければ、期限までに支給申請などがあったものとして取り扱います。

対象の助成金と、提出できる期間

支給申請などが可能になった日から	助成金名称
7日以内	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業取得促進等助成金 介護未経験者確保等助成金 建設業新分野教育訓練助成金 雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金を含む) 事業所内保育施設設置・運営等助成金 障害者就業・生活支援センター設立準備助成金 障害者初回雇用奨励金(ファーストステップ奨励金) 精神障害者雇用安定奨励金 地域再生中小企業創業助成金 中小企業雇用安定化奨励金 特定求職者雇用開発助成金 難治性疾患患者雇用開発助成金 発達障害者雇用開発助成金 介護基盤人材確保等助成金 介護労働者設備等整備モデル奨励金 建設業離職者雇用開発助成金 受給資格者創業支援助成金 地域雇用開発助成金 中小企業子育て支援助成金 通年雇用奨励金 特例子会社等設立促進助成金 派遣労働者雇用安定化特別奨励金 労働移動支援助成金
1ヵ月以内	<ul style="list-style-type: none"> 既卒者育成支援奨励金 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金 試行雇用奨励金(トライアル雇用奨励金) 実習型試行雇用奨励金・実習型雇用奨励金・正規雇用奨励金 若年者等正規雇用化特別奨励金 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金及びグループ雇用奨励加算金

詳細は、事業所の管轄する都道府県労働局またはハローワークにお問合せください。



このたびの東北地方太平洋沖地震により被災された方々に対し、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

私たちの街日立市とその周辺地域も多大な影響を受けました。震災の翌日からジュン・ホーム社員、大工さん、職人さんみんなで丸となって復旧・復興に向けてお施主様のお家の点検に伺っています。このような大きな災害があっても人は助け合い、お互いを思いやることを忘れないんだということを改めて実感するとともに、地域の皆様、大工さん、職人さん、社員たちに日々感謝の気持ちでいっぱいになります。

いっしょに元気な日立をとり戻しましょう!!

<ご相談窓口>

お家に関してお困りの点やご質問等ございましたらこちらまでお問い合わせください。

0120-355-347

株式会社 **ジュン・ホーム**
日立市多賀町 2-4-6 TEL 0294-34-3000